

# 学研春秋会会則

## 名 称

この会は、学研春秋会と称する。

## 所在地

この会の事務局は、会長宅に置く。

## 組 織

この会の会員は、学研及び学研関連会社の、定年退職者、又はこれに準ずる円満退職者で、入会を希望する者をもって組織する。

## 目 的

この会は、会員相互の親睦をはかり、且つ、学研の今後における事業発展のため側面的に協力することを目的とする。

## 事 業

この会の目的を達成するため、年2回（春季・秋季）大会を開催する。

## 役 員

この会に、つぎの役員を置く。

会 長	1名（役員の互選により決定する）
副会長	2～3名（会長の推挙により決定する）
幹 事	5名（但し5名に限定せず。内1名は会計事務担当）
相談役	1～2名

役員は現役員の推薦により、改選時前の大会（秋季大会）に出席した会員の賛同を得て決定する。役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

\*評議員会 幅広く会員の意見を会の運営に反映させるために、役員会で人選し数ヶ月に一度程度会議を開催し、会の運営に対しアドバイスをする。

6～7名で構成し、役員と同じく任期を2年とする。ただし重任を妨げない。

\*地方評議員会 8～9名で構成。年に数回地方から意見を寄せてもらい、会の運営に反映する。

## 経 費

この会の経費は、会費により賄うものとする。

## 会 費

この会の会費は年額 4,000円とし、通信費、慶弔費、その他の諸費に充てる。

## 退 会

- イ. 諸事情で退会を希望する者は、役員宛その旨を連絡（書式は自由）、事業年度末をもって退会とする。
- ロ. 会費を2年以上滞納し、再度の督促にも拘らず入金無き場合は、役員協議の上、退会処理を行うものとする。
- ハ. 会員本人死亡の場合は、自動的に退会とする。

## その他

この会則の変更、ならびにこの会則に記載のない事項は、会員の協議により決定する。

昭和60年	6月	制定
昭和63年	5月	改定
平成2年	11月	改定（役員数変更）
平成5年	6月	改定（事業年度変更）
平成6年	4月	改定（会費変更）
平成8年	6月	改定（組織、事業の変更）。新規（退会）
平成10年	4月	改定（満77歳以上の会員、会費免除の件）
平成11年	4月	改定（役員数の変更、6名→8名）
平成13年	4月	改定（役員選出変更の件）
平成15年	6月	改定（会費免除の件、満80歳以上に変更）
平成18年	4月	改定（事業の項、定例会を大会に名称変更）
平成26年	4月	改定（名誉会長の設置、副会長2～3名、評議員会の設置）
平成28年	4月	改定（米寿のお祝いを設定）
令和6年	4月	改定（相談役、地方評議員の設置、名誉会長の廃止）

#### 学研春秋会 退会規定

※会則退会の項、ロ．にあるように、年会費を2年以上滞納し、再度の督促にも拘らず連絡無き場合は、役員協議の上、退会処理を行うものとする。

※この場合、規定の年度より会員名簿から氏名を自動的に削除するものとする。

#### 学研春秋会 傘寿・古希祝い内規

※傘寿・古希に達した会員に対しては、祝い品を贈る。

※祝い品は慶弔費より、規定金員をこれに充てる。

※生まれ月に関係なく（1～12月）、該当する年の春季大会時に交付する。

（欠席者には郵送する）

※年齢には該当するも、年会費を2年以上滞納する者に関しては祝い品は贈らないものとする。

※入会時に既に傘寿・古希に達している新会員はこの内規に該当しないものとする。

#### 令和6・7年度 役員と担務

会 長	：安部 隆	（会の運営全般）
副会長	：森 一郎	（会長の代行、諸企画、学研春秋の編集制作）
副会長	：谷口義博	（会長の代行、諸企画、会計事務、訃報への対応）
幹 事	：忍足恵一	（諸企画、HOT LINE・学研春秋の編集制作）
	村上裕也	（諸企画、大会備品の管理）
	菅原徳太郎	（諸企画、会員名簿の管理）
	中居栄太郎	（諸企画・会計監査）
	伊與部史朗	（諸企画・秋の散策など）
	福山通彦	（諸企画・秋の散策など）
相談役	：大久保匡信	（会運営のアドバイス）
	鈴木昭三	（会運営のアドバイス、諸資料の発送作業）